

くらしの安心・安全情報をお届けします！

# 墨田区消費者ニュース

訪問で買い取られた貴金属も

クーリング・オフができます！



消費者庁イラスト集より

困ったときは、すみだ消費者センター  
(03-5608-1773)までご相談を！

Vol.190  
令和4年秋号

## 高齢者を狙う様々な「特殊詐欺」 に注意しましょう！！

### 《特殊詐欺とは》

被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等を騙し取る犯罪のことを言います。

令和3年の特殊詐欺の認知件数は、全国で14,498件（前年比+948件、+7.0%）、被害額282.0億円（-3.2億円、-1.1%）総認知件数が増加したものの、被害額は減少。しかしながら、依然として高齢者を中心に被害が高い水準で発生しており、深刻な状況にあります。

### 《高齢者の被害状況》

全国の高齢者（65歳以上）被害の令和3年度認知件数は12,724件（前年比+1,137件、+9.8%）で、全体に占める高齢者被害の割合は、88.2%となっております。

\* 令和3年における特殊詐欺の認知・検挙状況等について（確定値版）  
警視庁調べから一部抜粋

# こんな手口にご注意ください。

## オレオレ詐欺

親族等を名乗り「鞆を置き忘れた。小切手が入っていた。お金が必要だ」などと言って、現金を騙し取る。

## 預貯金詐欺

役所の職員を名乗り、「医療費の過払い金があります。こちらで手続きをするのでカードを取りに行きます」と言って、暗証番号を聞き出しキャッシュカードを騙し取る。

## 還付金詐欺

医療費、税金、保険料等について「還付金があるので手続きしてください。」などと言って、被害者にATMを操作させ、被害者の口座から犯人の口座に送金させる。

## 架空料金請求詐欺

有料サイトや消費料金等について、「未払いの料金があります。今日中に払わなければ裁判になります」などとメールやハガキで知らせ、金銭等を騙し取る。

## 交際あっせん詐欺

「女性紹介」等と雑誌に掲載したり、メールを送りつけ、女性の紹介を申し込んできた人に、会員登録料金や保証金として金銭等を騙し取る。

「おかしい？」

と思ったら、すぐに  
相談しましょう。

\*警視庁調べから 特殊詐欺は10種類に分類されました。他に融資保証金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、その他の特殊詐欺、キャッシュカード詐欺(窃盗)などがあります。

## 訪問で買い取られた貴金属も クーリング・オフができます！

### ◇相談事例

訪問買い取り業者から「自宅の不用品を買い取ります。」と電話があったので、服の買い取りを依頼した。

4日前に業者が買い取りに訪問したので、服を出したが、「貴金属も見せて欲しい」と言われたので、18金のネックレスやペンダントトップ、ダイヤ、真珠の指輪2点を見せたところ、「それも買取る。」と言われ合計14点を7,000円で買い取られた。売却後に冷静になると7,000円では安価で納得できない。渡した品物を返して欲しい。

## ◇アドバイス

「訪問購入」は特定商取引法で規制されており、購入業者は物品の種類、購入価格、引渡の拒絶、クーリング・オフ制度などを記載した書面を交付する義務があります。

・ 契約したとしても 8 日以内は物品の引き渡しを拒むことができます。

・ 売主である消費者は、書面を受け取った日から 8 日以内であればクーリング・オフできます。ただし、クーリング・オフが適用されない商品等（自動車、本、CD や DVD、ゲームソフト類、家具、有価証券、家電など）もありますので、売却したくない場合はきっぱりと断りましょう。

この事例はクーリング・オフを行い、受け取っていた 7,000 円を返金し、売却した品物は返品されました。

覚えておきたい **クーリング・オフ制度**

訪問販売や電話勧誘などで契約してしまった場合  
法律で定められた期間内であれば違約金を支払うことなく無条件で契約を解除できる制度です。ただし、乗用車、使用してしまった消耗品など、一部適用されないものもあります。

### 「高齢者被害特別相談」

墨田区では、高齢者の消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため「高齢者被害特別相談」を実施します。



「消費者庁イラスト集」より

#### ◆実施日時

令和 4 年 9 月 12 日(月)～9 月 14 日(水)

いずれも午前 9:00～午後 4:30

# 出前講座のご案内

催眠商法

資格商法

敷金トラブル

長期サービス契約

点検商法

架空・不当請求

振り込め詐欺

送り付け商法



すみだ消費者センターでは、悪質商法や契約などに関するトラブルの未然防止のため、専門員が分かりやすくお話しする出前講座を実施しています。

日時	原則、月曜日から金曜日の午前 9 時から 午後 4 時 30 分まで（年末年始、祝日を除く）
対象	区内の学校の授業・老人会・自治会・PTA ・福祉関係者・その他自主的な学習グループなど （10人以上）
講義時間	1回2時間まで
会場	会場をご用意ください （会場使用に費用がかかる場合は、自己負担になります）
申込み	すみだ消費者センター 〒131-0045 墨田区押上 2-12-7 2階 TEL：5608-1516 FAX：5608-1510 <u>新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、お申込み できない場合もあります。詳しくは、お問合せください。</u>

# すみだ消費者センター相談室



相談日・・・月曜日～土曜日（土曜日は電話相談のみ）  
日曜日・祝日、年末年始はお休みです

相談時間・・・午前 9 時～午後 4 時 30 分

所在地・・・墨田区押上 2-12-7 セトル中之郷 2 階



東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線「押上駅」A3 出口  
から徒歩 3 分

東武スカイツリーライン「東京スカイツリー駅」東口から徒歩 7 分  
区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター前」で下車

令和 4 年 9 月発行

【編集・発行】すみだ消費者センター（墨田区産業観光部産業振興課）

〒131-0045 墨田区押上 2-12-7 5608-1516